

会 議 要 旨

1 会 議 名 第10期 北九州市人権施策審議会 第3回会議

2 開催日時 令和8年7月9日(木) 14時00分～16時00分

3 開催場所 北九州市人権推進センター 研修室
(北九州市小倉北区大手町11番4号 大手町ビル(ムーブ)8階)

4 出席者氏名

(委 員) 植竹克典、小田光江、狩野隆一、河嶋静代、工藤一成、高松淳子、坂本直記、田中眞弓、
日高洋平、藤本喜久代、森聖子、吉田ゆかり 計12人(敬称略)
(事務局) 保健福祉局長、人権推進センター所長、他関係職員 計9人

5 会議の内容

- (1)保健福祉局長あいさつ
- (2)新任委員あいさつ
- (3)市側出席者の紹介
- (4)会長あいさつ
- (5)議事

(議題)「北九州市人権行政指針」について

事務局から、これまでの第1回、第2回審議会での意見、市民意識調査結果、国の計画や関係法令等の動向を踏まえ、第三次改訂版の体系をどのように組み立てるのか、をメインの議題とし、指針体系、指針改訂に際してのポイントを中心に説明。

6 委員意見

委員からいただいた主な意見を、内容ごとに次のとおり整理した。(資料①参照)

(1) 指針体系について

- ・第3次改訂版の体系案は、市民が一目で理解しやすい形になっており、方向性としてよい。
- ・基本理念のキーワードに端的な説明が加わった点も分かりやすい。
- ・基本理念・役割・施策の方向性が矢印で縦に連なっているため、「理念→役割→方向性」という順序で読み取られやすい。役割と方向性を並列に配置するなど、相互の関係が分かるよう整理してはどうか。
- ・「役割」は「期待される役割」等の表現の方が理解しやすい。
- ・なお基本理念は主語(市民・地域・企業・行政)を問わず当てはまるものである一方、その下に主体別の「役割」が置かれるため、両者の関係が分かりにくくなっている。
- ・体系図(ポンチ絵)は、配色や文字の太さなど視覚的な見やすさにも配慮してはどうか。
- ・基本理念の「自立」は分かりにくい。単語だけの記載では誤解を招くおそれもあるため、シンプルさと丁寧な説明のバランスに留意し、補足の文章で分かりやすく示してはどうか。

- ・人権文化のまちづくりの役割としての「企業」という表現は株式会社を想起させる。NPO や社会的企業、第三セクター、各種団体など多様な主体が含まれるよう、イメージが広がる表現にしてはどうか。差別解消法や条例で用いる「事業者」という語も一案。
- ・市民・地域・企業の 3 区分には無理があるのではないか。まちづくりの最も大きな枠組みは「地域」であり、地域を構成するのが市民・企業・その他の団体である、という整理も考えられる。
- ・「学校」や「家庭」も主体として考えられるが、担い手を増やしすぎると分かりにくくなるため、機能的に整理し、必要最小限の記載とすることが望ましい。なお「家庭」も現在は多様な状態像があり一言で表しにくいいため、表現には工夫が必要である。
- ・役割の担い手に「行政」が明示されていないことに違和感がある。一方で、最終的な施策の主語は行政であり、「職員の育成」など行政でなければ担えない事項もある。
- ・人権は一人では存在せず、人と人との関係の中で成立するものである。「自分の人権だけを尊重する」と受け取られないよう、「自分にも相手にも人権がある」「全ての人の人権」という視点を示してはどうか。
- ・市民は地域にも企業にも属している。市民一人ひとりが人権意識を持つという点を、より前面に示してはどうか。

(2) 施策の方向性について

- ・目指す社会像や基本理念を実現するためには、それぞれの職場において、自らの仕事の人権の理念にかなっているかを検証する仕組みが必要ではないか。その検証は、職場の内部で考えるだけでなく、利用者など外部の方から教えていただくという形でも成り立つのではないか。
- ・大人が子どもの声を聴き、その意見表明を保障する「人づくり」が重要である。専門職の養成や一般市民に向けた教育・啓発、教材づくりとその予算化が必要。
- ・家庭教育が見えにくくなる中、それを補完する社会教育の重要性は高いが、社会教育の意義自体が十分に理解されていない。推進を掲げるだけでなく、着実に積み上げる取組が必要。
- ・自己肯定感を育むうえで、人と接し言葉を交わす「対話」の機会が最も大切である。対話の場をどうつくるか、教育・啓発の教材のあり方も含めた検討が重要。
- ・若い世代は市政だよりより SNS で情報を得る傾向がある。対象に応じた媒体選択や、紙・映像・ネットを組み合わせた重層的な情報発信が必要。
- ・啓発は楽しく参加できることも大切であり、親しみやすい人権推進のキャラクター(モモマルくん)など活用して推進してはどうか。
- ・アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏った見方)について、施策に直接盛り込むかは別として、紹介コラム等の形で触れることが重要である。学校現場でも無意識の役割意識が生じていないか考える必要がある。
- ・在留外国人の増加を踏まえ、互いの人権を尊重し合う共生の視点が重要である。第 1 回で述べた外国人の人権に関する意見が反映され、基本理念③に「共生・協創」が位置づけられた点は評価できる。

- ・AI の普及により、情報空間における人権侵害への啓発・救済が課題となっている。相談等で AI の回答を鵜呑みにせず、個別の状況に応じた人間同士の対応も必要という視点を加えてはどうか。人権の本質は、他者への想像力をどれだけ働かせられるかにあり、その意味で人権はクリエイティブな課題である。
- ・相談対応は単なる交通整理ではなく、相談者の状況を丁寧に把握(アセスメント)する姿勢が重要である。事務的な印象とならないよう、補足資料で表現してはどうか。
- ・市民一人ひとりが自分事として取り組めるよう、市民・企業それぞれにできることの例示を盛り込んでどうか。

7 問合せ先 保健福祉局人権推進センター人権文化推進課 電話 093-562-5010